

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
水道電子メーター(遠隔用13mmロング)購入
- (2) 数量及び仕様等
水道電子メーター13mmロング 5個
その他別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年2月18日
- (4) 納入場所
鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局給水維持課
(国安庁舎倉庫)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和5年鳥取市水道局告示第22号)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「医療・理化学機器類」の「計測機器」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札(開札)の日までの間のいずれの日においても、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月30日制定)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札(開札)の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和7年11月14日の午後3時までに質問書(別紙2)をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月17日の午後3時までに鳥取市水道局公式ウェブサイト(<https://www.water.tottori.tottori.jp/>)に掲載する。

(2) 質問書の送信先

末尾記載の発注課

4 入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙１）をファクシミリにより送信し、必ず着信確認の電話連絡を行うこと。当該申請書の送信がない者及び２の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

入札参加資格の確認を申請した者には入札参加資格確認通知書をファクシミリにより送信する。

(1) 提出期間

公告の日から令和７年１１月１７日の午後５時まで

(2) 送信先

末尾記載の契約事務担当課

5 入札方法等

(1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。

(2) 郵送方法は、「一般書留」又は「簡易書留」の方法による「配達日指定郵便」とする。

なお、配達日指定郵便は郵便局窓口での手続きが必要となるため、手続き可能な期間については、必ず差出郵便局に確認すること。

(3) 宛先は、〒６８０－１１３２ 鳥取市国安２１０番地３ 鳥取市水道局資産管理課契約係行とすること。

(4) 入札書提出日（配達指定日）は、令和７年１１月２７日とし、指定された日以外の日には到着した郵便はいかなる理由があっても開札しない。

(5) 入札書は別紙３を使用し、入札金額には総額（搬入、設置等に要する一切の費用を含む。）を記入する。また、くじ番号には３桁の任意の数字を記入すること。

(6) 入札書は、封筒（長型３号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙４のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

(7) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙５を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の代理人（本市の入札に関する権限を委任する旨の委任状が提出されている者に限る。）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

(8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

(10) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(11) 入札回数は３回とする。

(12) 再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (13) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が配達指定日に到達しなかった場合についても、同様とする。

6 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局3階会議室
- (2) 日時 令和7年11月28日 午後2時
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。なお、立ち会う入札者が2者に満たないときは、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第137条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）（以下単に「鳥取市契約規則」という。）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された日に指定された場所に到達しない入札

8 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、6の入札（開札）の開始までに末尾記載の契約事務担当課に必ず電話連絡のうえ、入札辞退届を提出しなければならない。

9 落札者の決定

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじの方法」により落札者を決定する。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する場所及び日時において、再度の入札に付するものとする。

11 入札結果の通知等

入札結果は、速やかに落札者に電話で通知するとともに鳥取市水道局公式ウェブサイトに掲示する。

12 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問合せ先

契約事務担当課

〒680-1132 鳥取市国安210番地3

鳥取市水道局資産管理課契約係

電話：0857-33-0209

ファクシミリ：0857-53-7801

発注課

〒680-1132 鳥取市国安210番地3

鳥取市水道局給水維持課給水管理係

電話：0857-53-7932

ファクシミリ：0857-53-7801

郵便入札におけるくじの方法

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。（「0」の桁も記入が必要）

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号は、郵便追跡用に使用する11桁で表示された番号
「***（3桁）- **（2桁）- *****（5桁）- *（1桁）」

2 くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。ただし、下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降の数字により順次参照
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による「余り」と一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札（候補）者とする。
- (4) 第1順位の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」の入札参加者を第2順位とする。ただし、第1順位の「抽選番号」に1を加えた数値に相当する「抽選番号」が存在しない場合には、「抽選番号」が「0」の入札参加者を第2順位とする。
- (5) 第3順位以下は(4)の規定に準じて順位を決定する。

（例）入札参加者4者が同額入札の場合

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、…）を付与する。

（※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。）

業者名	書留お問い合わせ番号	くじ番号	抽選番号の付与
A社	123-45-123 45 -1	005	2
B社	678-90-85 345 -1	895	3
C社	567-89-08 234 -5	222	1
D社	345-67-89 012 -3	507	0

- (2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

$$005(\text{A社}) + 895(\text{B社}) + 222(\text{C社}) + 507(\text{D社}) = 1,629$$

$$1,629 \div 4\text{者} \cdots \text{余り}1$$

- (3) 順位の決定

順位	業者名	抽選番号	
1	C社	1	余り「1」と一致する抽選番号
2	A社	2	第1順位「1」+1＝「2」と一致
3	B社	3	第2順位「2」+1＝「3」と一致
4	D社	0	「3」+1＝「4」の抽選番号がない

水道電子メーター
(13mmロング)
購入仕様書

鳥取市水道局

- 1 適用範囲
- 2 適用法令及び適用規格
- 3 用語の定義
- 4 メーターの口径、種類及び名称
接線流羽根車式
- 5 メーターの仕様
 - (1) 形状・寸法
 - (2) 材質
 - (3) 塗装
 - (4) 計量特性
 - (5) 器差特性
 - (6) 表示
 - (7) ネジの寸法
 - (8) 電子式（通信線付き）メータの共通事項
 - (9) 附属品
 - (10) 提出書類
- 6 納入
 - (1) 納入場所
 - (2) 納入期限
 - (3) 納入時の注意事項
- 7 納入検査
- 8 疑義の解釈

1 適用範囲

本仕様書は、受注者が製造する水道メーター（以下「メーター」という。）を鳥取市水道局（以下「局」という。）が購入する場合に適用する。

2 適用法令及び適用規格

受注者が製造し納入するメーターは、以下の法令及び規格に適合するものとする。

（１）計量法関係

- ① 計量法
- ② 計量法施行令
- ③ 計量法施行規則
- ④ 特定計量器検定検査規則
- ⑤ 指定製造者事業者の指定等に関する経済産業省令

（２）水道法関係

- ① 水道法
- ② 水道法施行令
- ③ 水道法施行規則
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令

（３）日本産業規格

- ① JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター 第１部：一般仕様
JIS B 8570-1は、付属書Bの計量特性及び各社修理可能な互換性のあるケースを使用するため付属書Aのメーター寸法を引用する。
- ② JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター 第２部：特定計量器仕様
- ③ JIS B 7554 電磁流量計

（４）その他関連する法令

3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本産業規格及びその引用規格による。

- ① JIS Z 8103 （計測用語）
- ② JIS B 8570-1
- ③ JIS B 8570-2
- ④ JIS B 7554

4 メーターの口径、種類及び名称

局が発注するメーターの製造規格は、次のとおりである。

接線流羽根車式

口径	種類
13mm ボンク	接線流羽根車単箱液晶デジタル表示水道メーター（電子式）

5 メーターの仕様

(1) 形状・寸法

口径	全長
13mmロング	165mm

(2) 材質

メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有するものとする。

メーターの上・下ケースは「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものとする。

銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC 406と同等以上の強度、耐久性、耐食性等を持つ鉛レス銅合金材料（鉛含有量0.25wt%以下の銅合金）とする。

なお、メーターの材質記号は次表のとおりとし、メーターの見やすい位置に鋳出し又は刻印による表示とする。

鉛レス銅合金の種類	部品材料表示	材質記号
JIS H 5120 ビスマス青銅鋳物 1 種、2 種	CAC 901、902	B
JIS H 5120 ビスマス青銅鋳物 5 種、6 種	CAC 905、906	B
JIS H 5120 ビスマスセレン青銅鋳物 1 種	CAC 911	B
JIS H 5120 シルジン青銅鋳物 4 種	CAC 804	E

以上に該当しない場合は、別途局と協議する。

(3) 塗装

購入のメーターケースの塗装は、無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をすること。

メーターの上蓋塗装色は、社団法人日本塗料工業会色票番号「A85-60H」又はその類似色とする。

(4) 計量特性

局が発注するメーターの計量特性は、以下のとおりである。

口径 (mm)	計量特性				
	計量範囲	計量範囲			
	Q ₃ /Q ₁	定格最小流量Q ₁	転移流量Q ₂	定格最大流量Q ₃	限界流量Q ₄
13mm	100	0.025	0.040	2.5	3.13

(5) 器差特性

局に納入するメーターの器差特性は、可能な限り平坦なものとする。

(6) 表示

メーターには、次に掲げる項目を明瞭に、かつ、消滅しないように表示すること。また、表示箇所については、別紙刻印表示例を参考とすること。

① JIS B 8570-2で規定されているもの

- ・計量単位
- ・Q₃の値
- ・Q₃/Q₁の値
- ・製造業者の名称又は登録商標
- ・製造年

- ・ 流れの方向
 - ・ Q_2/Q_1 の値 (Q_2/Q_1 の値が 1.6 でない場合表示する)
 - ・ 最大許容使用圧力 (1MPa を越える場合)
 - ・ 取付姿勢 (V 又は H の文字、姿勢を問わないメーターは無記号)
 - ・ 水温等級 (T30 でない場合)
- ② 局が指定するもの (原則として目盛板に表示)
- ・ 型式承認番号
- ③ 局が指定するもの (目盛板外枠)
- ・ メーター番号
 - ・ 鳥取市水道局ロゴマーク (登録商標第 5758253 号)
- ④ 局が指定するもの (外ケース)
- ・ 口径
 - ・ 鋳造年
 - ・ 材質記号
- ⑤ 局が指定するもの (蓋部)
- ・ 口径
 - ・ メーター番号
 - ・ 鳥取市水道局ロゴマーク (登録商標第 5758253 号)
 - ・ 検定満期年月 (蓋裏面に表示シール)
- ⑥ 局が指定するもの (遠隔式受信装置)
- ・ メーター番号
 - ・ 鳥取市水道局ロゴマーク (登録商標第 5758253 号)
 - ・ 検定満期年月

(7) ネジの寸法

メーター取付部のネジ寸法は次表のとおりである。

呼び径 DN	ネジの呼び	m i n
15 (13)	G 3/4	11

(ネジの呼びは JIS B 0202 の B 級による。)

(8) 電子式 (通信線付き) メーターの共通事項

- ① 防水構造は、メータボックス内が冠水することも考慮し、保護等級 (JIS C0920) IP67 以上とする。
- ② 電源は、原則として電池式とし、内蔵・外付けは問わないがいずれも上記防水構造以上とすること。また、寿命はメータの有効使用期間よりも 1 年以上メータが正常に作動するものを使用すること。
- ③ 計量結果及びその他情報を外部に出力し、パラメータ及び機能等の設定を外部から行う有線通信機能 (電文、無接点パルス出力) を有すること。なお、パラメータ及び機能等は別途指定する内容により設定すること。

- ④ 電文入出力の仕様は、次のとおりとする。

項目	内容
電文出力	8ビット電文仕様「東京都水道局 自動検針メータ通信機能仕様書 Ver. 2.6A」準拠
通信方式	半二重
同期方式	調歩同期式
通信速度	300bps
伝送符号	データ 7ビット+パリティ 1ビット (JIS X 0201)
誤り検査	偶数 (垂直水平) パリティ (JIS X 5001)

- ⑤ パルス出力の仕様は、次のとおりとする。

項目	内容
形態	オープンドレイン信号
単位	口径 13～40mm:0.01m ³ /P
許容電圧値	DC24V 以上
許容電流値	1mA 以上
ON 時抵抗値	1.2k Ω 以下
OFF 時抵抗値	50k Ω 以上

- ⑥ 通信線の仕様は、次のとおりとする。

ア 湿潤環境下にてメータの有効使用期間より、1年以上使用可能な多心ケーブルまたはコード。

イ 心数は4心とし、線の被覆色は、電文用の黒 (A1) 白 (A2)、パルス出力用の赤 (P) 緑 (PG) を原則とするが、変更する場合は、対照表シールをメータふたの裏に貼ること。

ウ 線の長さは 10～15m程度とする。

エ 通信線の端末は簡易防水処理を施すこと。

(9) 附属品

- ① 受信器：通信線による接続が可能で、積算値及び漏水情報を表示できるもの。

- ② メーター接続用パッキン (NBR80度：メーターごとに2枚)

納入メーターの両端の取付部は、ネジ保護のため樹脂性キャップを取り付けること。

(10) 提出書類

受注者は、メーター納入時に器差成績書及びその他関係書類を提出すること。

上記以外に、局が必要と認める資料等の提出を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

提出書類は、A4版サイズの様式で提出すること。

※その他関係書類とは、メーターの材質、耐圧性能、浸出性能等の書類をいう。

6 納入

(1) 納入場所

メーターは、局が指定した場所に、局の指示に従って受注者が納入すること。納入作業に必要な用具類は、受注者が用意するものとする。また、納入作業は閉庁時以外の日とし、原則として午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時までの時間とする。

納入日時は、あらかじめ局に希望する日時を報告すること。

(2) 納入期限

契約書記載のとおり

(3) 納入時の注意事項

- ① 納入時のメーター指示値は、次表のとおりとする。

口径(mm)	指示値
13(㍓ｸﾞ)	2 m ³ 以下

- ② 受注者は納入の際、段ボール等に一式まとめて梱包し、側面に口径、メータ番号を記載すること。

口径(mm)	収納個数	箱の材質	有効内寸(mm)	耐荷重強度
13(㍓ｸﾞ)	1	段ボール等	メーターに応じて	

- ③ メーターは、運搬、納入に際して外観及び機能を損なうことがないように、十分な処置を講ずること。

7 納入検査

局は、納入場所において受注者の立会いのもと、仕様書、承諾図その他の提出書類により、次の納入検査を行う。また検査の結果、不合格となったメーターについては、局の指示に従い速やかに対応するものとする。

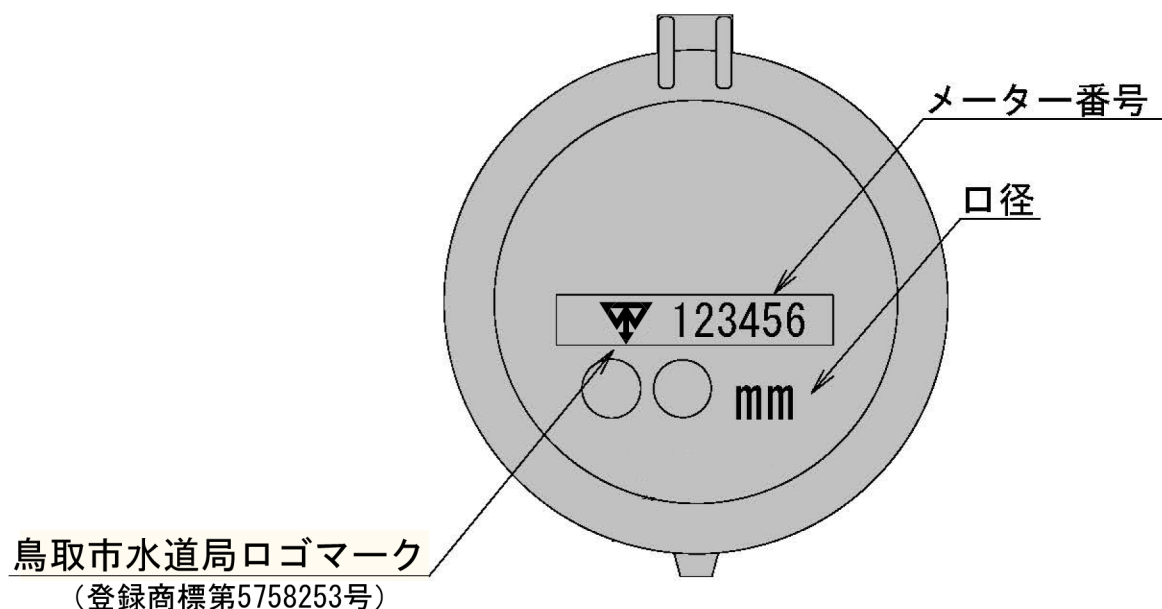
- (1) 納入数量の確認
- (2) 外観検査
- (3) 検定証印又は基準適合証印の確認
- (4) 提出書類の確認

8 疑義の解釈

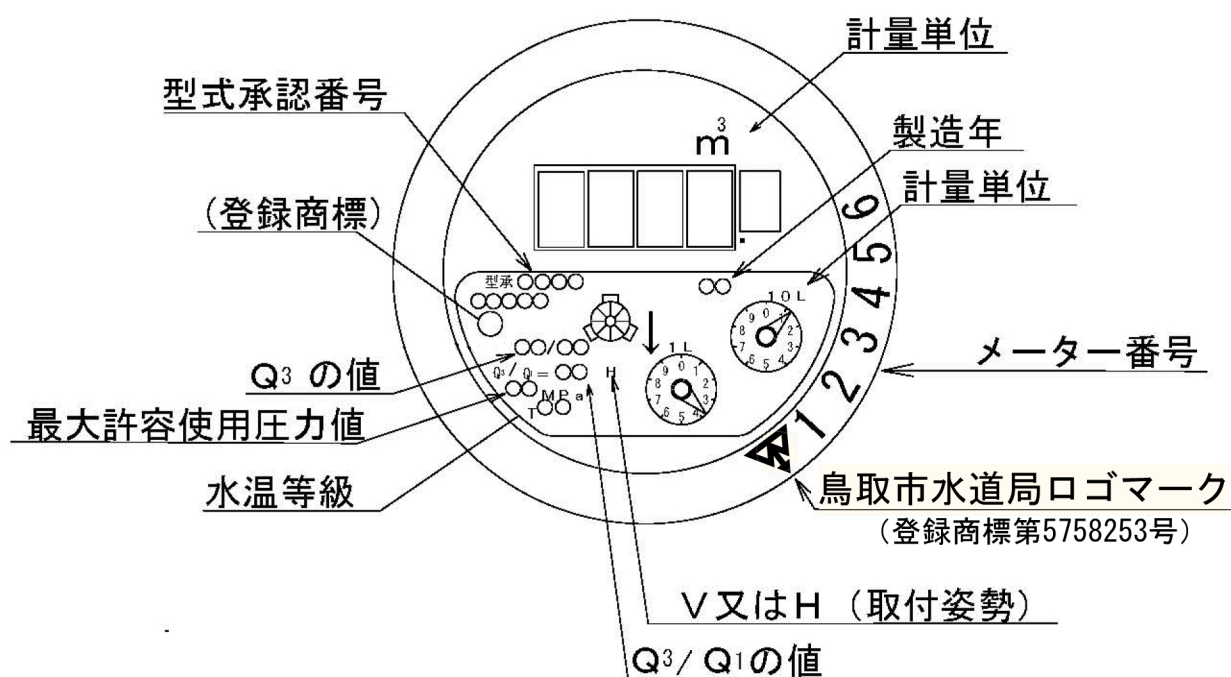
この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、局の解釈によるものとする。

刻印表示例（購入）

メーター蓋部のみ着色



メーター本体部



契 約 書

鳥取市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、物品の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約物品）

第1条 甲が乙と契約する物品は、次のとおりとする。

品名	規格等	口径	数量	単価	金額
水道電子メーター (13mm)	仕様書のとおり	φ13 mm ロング	5 個	円	円

（単価及び金額の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税額は含まない。）

（契約金額）

第2条 契約金額は、金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（納入期限及び場所）

第4条 物品の納入期限及び場所は、次のとおりとする。

- （1）期限 令和8年2月18日
（2）場所 鳥取県鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局給水維持課
（国安庁舎倉庫）

（品質検査）

第5条 乙は物品を納入したときは、甲の指定した職員の検査を受けるものとする。

（契約金額の支払）

第6条 乙は、甲の検査に合格した後に適法の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から、特別の理由のない限り、30日以内に契約金額を甲の指定金融機関において、乙に支払うものとする。
- 3 甲は、正当な理由がなく、前項の支払期日を遅延したときは、契約金額に対し、支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ、この契約の締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」）を乗じて計算した金額に相当する額を乙に支払うものとする。

（納入遅延の場合）

第7条 甲は、乙が正当な理由がなく第4条の納入期限までに物品を納入しない場合は、契約金額に対し、納入期限の翌日から納入完了の日までの日数に応じ、この契約の締結の日

において適用される遅延利息の率を乗じて計算した額を徴収することがある。

(契約不適合)

第8条 乙は、納入された契約物品が契約の内容に適合しないものである場合、当該物品の納入後1年間は、自己の負担において修補又は代替品を納入しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき

(2) 甲の承諾なくこの契約により得た権利若しくは義務を、他人に委任又は譲渡したとき

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義が生じたときは、鳥取市水道局が準用する鳥取市契約規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

鳥取県鳥取市国安210番地3
甲 鳥取市
鳥取市水道事業管理者
鳥取市水道局長 武田 行雄

乙

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。